

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日機装株式会社			コード	6376
提出日	2025/3/7		異動（予定）日	2025/3/28	
独立役員届出書の提出理由	2025年3月28日開催予定の第84回定期株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	中久保 满昭	社外取締役	○													○	有	
2	菊地 敦子	社外取締役	○													○	新任	有
3	山口 純子	社外取締役	○													○	新任	有
4	小笠原 直	社外監査役	○													○	有	
5	仲谷 栄一郎	社外監査役	○													○	有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		中久保満昭氏は、弁護士として高度な専門知識を有しており、役員の責任に関する係争などを中心に企業法務の分野で活躍しています。これらの経験や実績を活かし、客観的かつ独立した公正な立場から経営の監督を行なうことができると判断したためです。 なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準（「4. 補足説明」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。
2		菊地敦子氏は、長年にわたり人事院において要職を歴任した後、(一財)公務人材開発協会の代表理事を務めるなど、人材開発・育成および多様性に関する高い見識と豊富な経験を有しています。これらの経験や実績を活かし、客観的かつ独立した公正な立場から経営の監督を行なうことができると判断したためです。 なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準（「4. 補足説明」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。
3		山口純子氏は、日本電信電話㈱とそのグループ会社において営業、サービスおよび開発などの多様な職種で活躍した後、㈱NTT東日本-南関東の常勤監査役や他社の社外取締役会を務めるなど、企業経営や多様な分野に関する高い見識と豊富な経験を有しています。これらの経験や実績を活かし、客観的かつ独立した公正な立場から経営の監督を行なうことができると判断したためです。 なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準（「4. 補足説明」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。
4		小笠原直氏は、公認会計士として財務および会計に関する高度な専門知識と上場企業の監査やM&A支援などの豊富な経験を有しています。これらの知識や経験を活かし、客観的かつ独立した公正な立場から取締役の職務執行の監査を適切に遂行することができると判断したためです。 なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準（「4. 補足説明」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。
5		仲谷栄一郎氏は、弁護士として高度な専門知識と国内外の企業の様々な分野の法律問題への対応をはじめ、国際税務の専門家として豊富な経験を有しています。これらの知識や経験を活かし、客観的かつ独立した公正な立場から取締役の職務執行の監査を適切に遂行することができると判断したためです。 なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準（「4. 補足説明」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。

4. 補足説明

【当社の独立役員の独立性判断基準】

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性判断基準として、株式会社東京証券取引所の独立性基準を採用します。

本基準の解説・適用にあたっては、当社との間に社外役員としての関係以外に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係がなく、株主と利益相反が生じるおそれがないか否かを実質的かつ厳正に判断します。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。